

三永まちづくり協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この協議会は、三永まちづくり協議会（以下「協議会」という。）という。

(区域)

第2条 協議会の区域は、三永小学校区の区域（東広島市西条町上三永、下三永、及び三永1～3丁目、以下「小学校区」という。）とする。

(区の設定)

第3条 小学校区には、東広島市行政区設置規則を引き継ぎ、行政区に相当する次の区を設置する。

1	峠区	6	上三永5区	11	河田区	16	福成寺区
2	上三永1区	7	本頭区	12	高尾1区	17	新開区
3	上三永2区	8	吉光・大宮区	13	高尾2区	18	末釜区
4	上三永3区	9	池田区	14	高尾4区	19	向原区
5	上三永4区	10	諏訪区	15	加計区		

(目的)

第4条 協議会は、住民が自らの小学校区の将来像を考え、その実現に向けて行動するとともに、地域が抱える課題を克服し、誰もが地域への愛着と誇りを持って、生き生きと安心して暮らせる住み良いまちづくりと、住民自治の振興に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第5条 協議会の運営は、住民自治の基本である住民参加の自由、発言の自由等を保障する。

2 前項を達成するため、次の事項を運営の基本とする。

- (1) 協議会の民主制を確保すること
- (2) 自立した地域社会を創造し、実現に向けての取り組みを行うこと
- (3) 協議会への活動参加の公平性を確保すること
- (4) 住民等の意見や要望等を集約すること
- (5) 情報の公開及び共有を行うこと
- (6) その他、運営上不可欠と思われる事項を実施すること

3 協議会は、三永地域センターを指定管理者として運営する。

- (1) 運営は、「東広島市三永地域センター管理業務仕様書」による。
- (2) 運営に係る経費は、協議会会計とは別会計とする。

(活動内容)

第6条 協議会は、第4条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 地域住民の健康と福祉の増進に関すること
- (2) 文化・教養の向上及び生涯学習、レクリエーションの実施に関すること
- (3) 生活環境の保持や改善、向上に関すること
- (4) 青少年の育成に関すること
- (5) 防災・防火・防犯に関すること
- (6) 地域自治活動との連携に関すること
- (7) その他、目的達成に必要な事業

2 協議会は、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

(会員)

第7条 協議会の会員は、小学校区に居住する住民、小学校区に活動拠点を有する各種団体、組織及び法人とする。

第2章 組 織

(組織)

第8条 協議会の運営にあたり、次の会議を設置する。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) 部会
- (4) 実行委員会
- (5) 自主防災委員会

(総会)

第9条 総会は各区から選出された区長、評議員及び各種団体代表者により構成する。

- 2 総会は、協議会の最高議決機関であって、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認められた場合又は総会構成員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。
- 3 総会は、次の事項を評議決定する。
 - (1) まちづくり計画の承認に関すること
 - (2) 協議会の事業計画及び予算に関すること
 - (3) 協議会の事業報告及び決算を承認すること
 - (4) 役員会の推薦に基づき、会長、副会長、事務局長、会計及び監事を承認すること
 - (5) 役員会の役員を選任すること
 - (6) 部会からの実行委員会設置の提案を承認すること
 - (7) 規約の制定及び改廃に関すること
 - (8) その他、協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること
- 4 総会の議長は、当該総会において出席構成員の中から選出する。
- 5 総会は公開とし、会員で傍聴を希望する者は、傍聴することができる。

(役員会)

第10条 役員会は、監事を除く役員により構成する。

- 2 役員会の役員は、総会において選任する。
- 3 役員会は、常設の議決機関であって、次の事項を評議決定する。
 - (1) 事業計画及び予算を策定し、事業報告及び決算を行うこと。
 - (2) 会長、副会長、事務局長、会計及び監事を総会に推薦すること。
 - (3) 評議決定した事項を会員に周知すること。
 - (4) 総会がやむを得ない事情で開催できない場合、総会機能を代行すること。
 - (5) その他、総会の議決を要しない会務の執行に関する事項を議決すること。
- 4 役員会の議長は、会長がこれにあたる。
- 5 役員会の委員の定数は、20人以内とする。

(部会)

第11条 協議会の活動を促進するため、部会を置く。

- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
- 3 部会長は、部会構成員の互選により選任する。
- 4 必要に応じ、部会に副部会長を置くことができる。副部会長は、会長、副会長及び担当部会長が協議のうえ、会長が指名する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 6 副部会長の任期は、役員任期に準じる。
- 7 部会員は、評議員、各種団体代表者、をもって構成する。
- 8 部会は、次のとおりとする。
 - (1) 総務部会
 - (2) まちづくり部会
 - (3) 生活・福祉部会
 - (4) 健康・文化部会

(実行委員会)

第12条 協議会の活動を円滑に実施するため、総会において設置が承認された場合は実行委員会を置くことができる。

- 2 実行委員会は、協議会全体で執り行うべき事業に対して設置し、役員、全部会の部会員及び事

業に関連する各団体員をもって構成する。

3 実行委員長は、事業を企画・提案した部会長が努める。

4 実行委員会は、実行委員長が議長となり、委員会の事業事項を審議し、決定する。

(自主防災委員会)

第13条 災害発生時、「人命第一」を目的に、区民が連携・協力する自主防災委員会を置く。

2 自主防災委員会は総務部会が兼務し、会議体制も総務部会に置く。

第3章 構 成 員

(区 長)

第14条 各区に区長を置く。

2 区長は、区を代表するとともに、区の取りまとめ役を担うものとする。

3 区長は、区を代表して協議会に参加し、総会構成員及び総務部会員として協議会の活動に従事する。

(1) 総務部会は協議会の自主防災委員会を兼務するため、区長は地区委員としての役割を持つ。

4 区長の任期は、原則として2年とする。

(評議員)

第15条 各区に評議員を置く。

2 評議員は、各区を代表して協議会に参加し、総会構成員及び各部会員として協議会の活動に従事する。

3 評議員の任期は、原則として2年とする。

(役員)

第16条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 若干名

(3) 事務局長 1名

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

(6) 部会長 4名

2 監事は、議決権を持たないが、役員会及び総会に出席して意見を述べることができる。

3 会長、副会長、会計は、部会長を兼務できる。

4 必要に応じて役員会の承認を得て、協議会に相談役又は顧問を置くことができる。

(役員の仕事)

第17条 役員の仕事は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括し、総会及び役員会を召集する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。

(3) 事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当するとともに、各組織や行政との連絡調整を行う。

(4) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。

(5) 監事は、協議会の会計及び資産の状況の監査の事務を担当する。

(6) 部会長は、担当部会の運営にあたる。

(役員の任期)

第18条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。ただし、協議会の活性化のため、同じ役職への就任は、原則として連続4期8年を超えないものとする。

3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行なわなければならない。

第4章 会 議

(会議の召集)

第19条 会議は、総会を除き会議の長が必要と認めるときに開催する。ただし、構成員の過半数の請

求があった場合は、会議の長は速やかに会議を招集しなければならない。

- 2 会議の形式については、対面によることを原則とする。ただし、会議の長が必要と認めるとき書面による会議を開催できるものとする。

(定足数等)

第20条 会議は、それぞれの会議の過半数の出席により成立し、会議の議事は、出席者の過半数によって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 会議に出席できない構成員は、その権限の行使を他の会員に委任することができる。この場合において、受任者の特定がないときは会議の長に委任したものとみなす。
- 3 前項の場合による委任状を提出した構成員又は他の会員を代理人として委任した構成員は、出席者とみなすものとする。
- 4 会議の協議は、合意に達するまで相互に努力を重ね、協議結果については相互に尊重する。

(会議における意見の聴取)

第21条 第8条に掲げる会議に、会長が必要と認めた会員及び会員以外の有識者等を招聘し、意見を聞くことができる。

(議事録)

第22条 総会及び役員会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 構成員の現在数及び出席者数
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人が署名をしなければならない。

第5章 事務局

(事務局)

第23条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

(事務局員の職務)

第24条 事務局員の職務は、次の各号に定める。

- (1) 協議会の運営に関すること
- (2) 市との連絡調整に関すること
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること
- (4) その他、会長が必要と認める重要なこと

(事務所)

第25条 協議会の事務所は、三永地域センターに置く。

第6章 まちづくり計画

(まちづくり計画)

第26条 協議会は、第4条に規定する目的の達成に向けた小学校区のまちづくり計画を策定する。

- 2 まちづくり計画の策定及び見直しは役員会が行う。ただし、会長が必要であると認めるときは、プロジェクトチームを設置することができる。

第7章 会計

(経費)

第27条 協議会の経費は、会費、補助金、交付金、寄附金その他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第28条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出することができる。

(会計及び資産帳簿の整理)

第29条 協議会は、協議会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

(監査と報告)

第30条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会に報告する。

第8章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第31条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、当初の目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開)

第32条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求された時は、正当な理由がない限り、前条に配慮しつつこれを認めなければならない。

2 協議会の運営及び事業については、広報紙、インターネット等を通じて、会員に情報提供を行うと共に、広聴に努めるものとする。

(情報の共有)

第33条 協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、協議会の運営及び活動を行う。

第9章 雑 則

(その他)

第34条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に必要な規則等に関しては、役員会で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規約は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 協議会の設立当初のまちづくり計画は、第25条第2項の規定にかかわらず、設立準備委員会が策定する。
- 3 協議会の設立初年度の会計年度は、第27条の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成26年3月31日までとする。
- 4 この規約は、平成26年7月11日から施行し、平成26年4月1日より適用する。
(第12条、第4項の内容を一部追加)
- 5 この規約は、平成27年1月23日から施行し、平成26年4月1日より適用する。
(第10条、第3項第2号に、事務局長を追加)
- 6 この規約は、平成27年6月20日から施行する。
(第9条、第10条、第12条、第16条の一部変更)
- 7 この規約は、平成29年1月22日から施行する。
(第22条に第3項を追加)
- 8 この規約は、平成30年4月22日から施行し、平成30年4月1日より適用する。
(第2条、第3条、第5条、第8条、第13条の内容変更及び一部追加と第14条以降第34条)とする。
- 9 この規約は、平成31年4月28日から執行し、平成31年4月1日より適用する。
(第18条、第2項の任期6期12年を4期8年に変更)
- 10 この規約は、令和3年5月23日から施行し、令和3年4月1日より適用する。
(第19条、第2項の書面決議による会議の開催を追加)
- 11 この規約は、令和3年5月23日から施行し、令和3年4月1日より適用する。
(第11条、第7項の有志の会員を削除)

「三永まちづくり協議会規約」の施行に伴う確認事項

1. 評議員の選出方法について

- (1) 『三永まちづくり協議会規約』、第15条に従って評議員を選出する。
- (2) 評議員は、原則として各区から3名選出し、3部会（「まちづくり部会」、「生活・福祉部会」、「健康・文化部会」）にそれぞれ所属する。
- (3) ただし世帯数がきわめて少ない、20世帯未満の区においては1名選出することができる。この場合、部会への所属が偏らないように関係の区の話し合いにより所属部を決定する。

【令和2年4月1日現在、20世帯未満の区】

区名	世帯数	区名	世帯数
峠区	7	高尾1区	16
上三永1区	18	福成寺区	8
本頭区	14		

2. チーム理事の選出について

- (1) 協議会の行事を行うに当たり、複数区でチームを編成する場合には、各チームに「チーム理事」1名を置く。
 - ① チーム理事は、自チームを代表するとともに、チームの取りまとめ役を担うものとする。
 - ② チーム理事は、「評議員」として協議会に参加する。
 - ③ チーム理事は、実行委員会の素案作りにチームを代表して参加することができる。

3. 会費の徴収について

- (1) 「三永まちづくり協議会規約」、第27条に従って協議会の経費に充てるため、会費を徴収する場合の基準を定める。
- (2) 会費の額は、協議会の事業計画や予算額並びに他の収入等を勘案して決定することになるが、当面は、三永コミュニティ振興協議会事業に協力をお願いしてきた1世帯あたり1,000円をお願いする。
- (3) 会費の徴収は、各区長において行う。

4. 地域活動支援交付金について

- (1) 市から交付される「地域づくり推進交付金」のうち、(旧)行政区長報酬相当分の中から、各区の活動を支援するため、各区が自由に使える「地域活動支援交付金」を交付する。
- (2) 各区に交付する金額は、市の算定にかかわらず、700円/世帯×当協議会への会費納入世帯で算出した額とする。

(附則)

- (1) この「確認事項」に疑義が生じた場合は、役員会にて策定し、総会で決定する。
- (2) この「確認事項」は、平成25年4月1日から実施する。
- (3) この「確認事項」は、平成27年4月1日から実施する。

三永まちづくり協議会 自主防災委員会規約

－ 24 －

(名称及び組織)

第1条 本会は、三永まちづくり協議会 自主防災委員会と称する。

- 2 三永まちづくり協議会の総務部会が自主防災委員会を兼務する。
- 3 本会は、原則として三永まちづくり協議会の会員をもって構成する。

なお、本部は、三永地域センター内におく。

(目的)

第2条 本会は、災害発生時において「人命第一」を目的に、自主防災委員会が中心となり、三永地区民の連携、協力により安心・安全なまちづくりを推進する。

(活動)

第3条 第2条の目的達成のために次の活動を行う。

(1) 災害が発生した際は、各委員は速やかに委員長に連絡し、委員長は三永地域センター内に自主防災対策本部を設置すると共に、その旨を各委員に連絡する。

(2) 委員長は、災害状況の把握に務め、災害状況を市役所、消防署、警察署等関係部署に連絡し支援体制に入る。

(3) 委員長は、地区委員に自己の安全を確認した上での救護等支援を要請する。

2 (1) 自主防災委員会は、年1回防災訓練を実施する。

(2) 自主防災委員会は、日頃より地域住民に対し、防災に対する意識を高めさせるよう研修会を行う。

(委員)

第4条 この会に次の委員を置く。(組織図は別記)

委員長 1名 副委員長 1名 地区委員 19名

チームリーダー 6名 会計 1名（総務部会会計担当者が兼務）

2 委員任期は、各地区の区長任期に準ずる。

（委員の任務）

第5条

- （1）委員長は、この会を代表し会務を統括する。
- （2）副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故等ある時はその職務を代行する。
- （3）地区委員は、地区内の情報を収集し地区住民に情報を展開すると共に地区を代表する。
- （4）チームリーダーは、チーム内の地区委員と連携してチームをまとめる。

－ 2 5 －

（会議）

第6条 会議体制は、総務部会内に置く。

- （1）自主防災委員会は、年7回程度定例開催する。
- （2）臨時委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

（会計）

第7条 この会の経費は、三永まちづくり協議会総務部会費をもって充てる。

第8条 この会の会計年度は、三永まちづくり協議会総務部会会計に準ずる。

（雑則）

第9条 この規約に定めない事項で、委員会の運営に必要な事項は委員長が自主防災委員会に諮り定める。

附則

本規約は、平成30年4月1日より実施する。

－ 26 －

三永まちづくり協議会実践団体の助成基準に関する要綱

1 趣旨

この要綱は、三永まちづくり協議会（以下「協議会」という）がスポーツ、文化等の生涯学習に関する活動を行う実践団体（以下「団体」という）の助成に係る基準を定めるものとする。

2 実践団体の基準

実践団体として協議会が助成できる団体は、三永小学校区域内の住民によって自主的に組織されたスポーツ、文化等の生涯学習に関する活動を行う団体であって、次のいずれにも該当するものとする。

- (1) 規約又は運営におけるルール等を定めていること。
- (2) 代表者又は役員は民主的な方法により選任されていること。
- (3) 構成員はおおむね8名以上のこと。
- (4) 次の活動を行っていること。
 - ① 地域の生活の向上又は地域の安全の確保を目的とする活動
 - ② スポーツ等青少年の健全育成を図る活動
 - ③ まつり等の地域の連帯感を醸成する活動
- (5) 年間4回以上の活動実績及び活動計画があり、将来的にわたり活動を行うことが見込まれること。

3 助成金の交付申請

申請しようとする団体は、『団体助成申請書』（様式1）に必要な事項を記入し、協議会事務局に提出する。

4 団体の認定

協議会は、『団体助成申請書』を審査の上、協議会がふさわしいと認めた場合は助成を行う。

5 助成額

1団体当たりの助成額は、年額 10,000円以内とする。
ただし、スポーツ少年団への助成額は青少年育成に対し年額 30,000円とする。

6 事業の実施報告

助成金の交付を受けた団体は、当該年度末までに『活動報告書』（様式2）を提出しなければならない。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。